

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第9条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)イ	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること。	中濃県事務所
2	訪問介護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	県基準条例第77号第17条 平成12年厚生省告示第19号別表1注3 平成12年老企第36号第2の2(6)	2人体制でのサービス提供や生活援助中心のサービス提供を必要とする事例について、居宅サービス計画にサービス提供の必要性が記載されていない状況が確認された。居宅介護支援事業所と連携し、居宅サービス計画に必要なサービスの必要性が記載されたことを確認した上で、サービス提供を行うこと。	中濃県事務所
3	訪問介護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	県基準条例第77号第17条、同第18条、同第23条第3項第1号、同第24条第2項第1号	居宅サービス計画及び訪問介護計画に身体介護2の位置付けがされていない状況で、身体介護2のサービス提供を行っている事例が見受けられた。介護支援専門員と連携し、居宅サービス計画及び訪問介護計画に基づきサービスを提供すること。	中濃県事務所
4	訪問介護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	平成12年老企第36号第2の2(2)、同第2の2(4)	身体1生活1を算定している事例について、身体介護で25分、生活援助で5分のサービスを提供している状況が確認された。居宅介護支援事業所と連携して、サービス内容と算定する報酬の整合が図られているかどうかを十分に検討した上で、サービスを提供すること。	中濃県事務所
5	訪問介護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	平成12年老企第36号第2の2(2)	生活援助2を算定している事例について、サービス提供内容が自立支援になっている状況が見受けられた。居宅介護支援事業所と連携し、サービス内容と算定する報酬の整合が図られているかどうかを十分に検討した上で、サービスを提供すること。	中濃県事務所
6	訪問介護	3 運営	サービスの提供の記録	県基準条例第77号第20条第2項	身体1生活1を算定している事例について、生活援助の内容をサービス提供記録に記載していない状況が確認されたので、サービス提供内容を漏れなく記載すること。	中濃県事務所
7	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	県基準条例第77号第24条第2項第2号	サービス提供開始後に訪問介護計画について利用者の同意を得ている事例が見受けられたので、サービス提供開始前に利用者の同意を得ること。	中濃県事務所
8	訪問介護	4 報酬	特定事業所加算	平成12年厚生省告示第19号別表1注8 平成12年老企第36号第2の2(12)	特定事業所加算について、個別の研修計画を作成していないため、作成すること。	中濃県事務所
9	訪問介護	4 報酬	特定事業所加算	平成12年厚生省告示第19号別表1注8 平成12年老企第36号第2の2(12)	特定事業所加算を算定する場合は、訪問介護の提供に当たって、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等（FAX、メール含む）の確実な方法により伝達してから開始すること。 なお、「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、①利用者のADLや意欲、②利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、③家族を含む環境、④前回のサービス提供時の状況、⑤その他サービス提供に当たって必要な事項、について、その変化の動向を含め、記載しなければならないこと。なお、④を除く事項については変更があった場合に記載することで足りること。 また、サービス提供開始前に利用者情報や留意事項を伝達したことを記録しておくこと。	中濃県事務所
10	訪問介護	4 報酬	中山間地域等加算	平成12年厚生省告示第19号別表1注13 平成12年老企第36号第2の2(17)	厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対してサービス提供する際に加算を算定する場合は、事前に県事務所に体制届を提出すること。また、当該加算は通常の事業実施地域を超えた場合にのみ算定できる加算であるため、留意すること。 なお、通常の事業実施地域内の利用者に対して算定した当該加算については、対象外であるため、利用者が支払った利用者負担金について返還を行うこと。利用者への返還にあたっては、利用者へ返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、事業所において保存しておくこと。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
11	(介護予防) 訪問看護	3 運営	訪問看護計画の作成	県基準条例第77号第66条第2項第1号、同68条第1項 県基準条例第78号第73条第5項第2号、同第74条第1項	訪問看護計画において、サービス提供時間が30分と設定されているところ、45分のサービスを提供している事例が見受けられた。訪問看護計画に基づきサービスを提供する必要があるため、訪問看護計画に想定されるサービスを位置付け、計画に基づきサービスを提供すること。	中濃県事務所
12	(介護予防) 訪問看護	3 運営	訪問看護計画の作成	県基準条例第77号第68条第1項 県基準条例第78号第74条第1項	訪問看護計画にサービス提供時間が記載されていない事例が見受けられたので、サービス提供時間を記載すること。	中濃県事務所
13	(介護予防) 訪問看護	3 運営	訪問看護計画の作成	県基準条例第77号第68条第2項第2号 県基準条例第78号第74条第2項第2号	訪問看護計画書について、利用者又はその家族に対して説明し、口頭で同意を得ている状況であった。同意を得たことが後日確認できるよう、訪問看護計画書に同意欄を設け、利用者に署名を求めること。	中濃県事務所
14	(介護予防) 訪問看護	3 運営	訪問看護計画の作成	県基準条例第77号第68条第2項第2号 県基準条例第78号第74条第2項第2号	訪問看護計画書について、利用者の家族の同意は得られていたが、利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を文書により得ること。	中濃県事務所
15	(介護予防) 訪問看護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第173条（第9条第1項準用） 県基準条例第78号第72条（第50条の2第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)ス（第3の1(3)イ準用）	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること。	中濃県事務所
16	(介護予防) 居宅療養管理指導	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第88条 県基準条例第78号第89条	運営規程に「その他運営に関する重要事項」の規定がなかったため規定すること。	中濃県事務所
17	(介護予防) 居宅療養管理指導	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第90条（第9条第1項準用） 県基準条例第78号第91条（第50条の2第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の5(3)ク（第3の1(3)イ準用）	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。	中濃県事務所

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第92条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の6(1)	勤務表において、サービス提供日ごとに生活相談員の勤務時間数合計が、当該サービス提供時間帯の時間数以上となっていない日が見受けられたので、サービス提供時間数以上とすること。 令和〇年〇月分の勤務実績について、通所介護事業所の職員配置が明らかになる勤務実績表を作成し、提出すること。なお、同一敷地内の訪問介護事業所及びサービス付き高齢者向け住宅の職員と兼務する職員もいるため、明確に勤務時間を区分し、勤務実績を整理すること。	中濃県事務所
2	通所介護	2 設備	設備及び備品等	県基準条例第77号第93条第2項第1号 居宅サービス等基準要綱第3の6(2)イ	食堂及び機能訓練室に畳を敷き、静養室として利用しているエリアが見受けられた。当該エリアを除いた食堂及び機能訓練室の床面積の合計は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積を確保する必要があるため、レイアウトの変更等により改善すること。	中濃県事務所
3	通所介護	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第94条第3項 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)ア(イ) 平成12年老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」	洗濯代を徴収した上で、利用者の服を預かり、洗濯して、返却していたが、通所介護事業所が徴収することができる費用ではないため、改めること。	中濃県事務所
4	通所介護	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第92条第1項第4号、同第98条第1項	勤務表に機能訓練指導員が位置付けられていないため、機能訓練指導員が1以上配置されていることが明らかになるよう位置付けること。	中濃県事務所
5	通所介護	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第94条第3項 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)ア(イ) 平成12年老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」	契約書及び重要事項説明書において、水分補給のための飲み物代及び衛生材料費を利用者負担としているが、通所介護事業所が徴収することができる費用ではないため、改めること。なお、水分補給のために用意された飲み物ではなく、利用者が個別に希望した飲み物については、利用者の希望により料金を徴収することができるため、提供体制を改めること。	中濃県事務所
6	通所介護	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第94条第2項	介護保険の限度額を超えてサービスを利用する場合の料金設定が、法定代理受領サービスである場合に比して安価であるため、法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額が生じないようにすること。	中濃県事務所
7	通所介護	3 運営	通所介護計画書の作成	県基準条例第77号第95条第2項第1号	通所介護計画書を作成する前に、サービスの提供を行っていた事例が見受けられたため、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。	中濃県事務所
8	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成等	県基準条例第77号第95条第2項第1号	通所介護計画のサービス提供時間と実際のサービス提供時間が一致していない事例が見受けられたため、計画に基づきサービスを提供すること。	中濃県事務所
9	通所介護	3 運営	通所介護計画書の作成	県基準条例第77号第96条第2項第2号及び第3号	通所介護計画の内容について、家族の同意は得ているが、利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得た上で通所介護計画書を利用者に交付すること。	中濃県事務所
10	通所介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第97条	運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」が規定されていないため、規定すること。	中濃県事務所
11	通所介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第97条	運営規程の「営業日及びサービス提供時間」について、月曜日から土曜日のサービス提供時間のみに記載されているため、日曜日のサービス提供時間を記載し、実際のサービス提供時間と整合を図ること。また、通常の事業の実施地域について、実際の通常の事業の実施地域と整合を図ること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
12	通所介護	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第98条第4項 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)オ(エ)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置について、セクシュアルハラスメント（性的な言動）についてのみ就業規則に規定されていたため、その他のハラスメントについても防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずること。	中濃県事務所
13	通所介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第100条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)キ(ア) 平成28年9月9日老高発0909第1号「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	風水害、地震等の災害に対処するための非常災害に関する具体的計画を策定すること。また、令和3年5月20日付けで、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3」（高齢者等避難）が市において発令された段階であることを非常災害対策計画に明記し、職員に周知すること。	中濃県事務所
14	通所介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第100条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)キ(ア) 平成28年9月9日老高発0909第1号「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3」（高齢者等避難）が市において発令された段階であることを非常災害対策計画に明記し、職員に周知すること。	中濃県事務所
15	通所介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第100条第1項	非常災害に関する具体的計画が作成されているが、洪水のみを想定した内容であったため、火災、地震等も想定した内容に修正し、当該計画に基づいた避難、救出その他必要な訓練を実施すること。	中濃県事務所
16	通所介護	3 運営	非常災害対策	水防法（昭和24年法律第193号）第15条の3第5項 令和4年3月国土交通省水管理・国土保全局「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」	避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施すること。	中濃県事務所
17	通所介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第102条第2項第2号	契約書について、サービス提供に関する記録の保存期間が2年間となっているが、5年間保存する必要があるため、改めること。	中濃県事務所
18	通所介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第103条第1項（第9条第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)ス（第3の1(3)イ準用）	重要事項説明書に、「苦情処理の体制」及び「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること。	中濃県事務所
19	通所介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	居宅サービス等基準要綱第3の6(1)ア(ア)	運営規程及び重要事項説明書に記載されたサービス提供時間は、8時〇〇分から16時〇〇分であるが、実際のサービス提供は9時〇〇分から16時〇〇分であったので、実態に応じてサービス提供時間を変更すること。また、送迎の関係で、8時〇〇分から16時〇〇分までをサービス提供時間とする利用者も見受けられたが、サービス単位が1単位であるので、原則として同じサービス提供時間を確保すること。	中濃県事務所
20	通所介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第103条（第9条第1項準用）	重要事項説明書の「サービス提供時間」及び「利用定員」について、月曜日から土曜日のサービス提供時間及び利用定員のみ記載されているため、日曜日のサービス提供時間及び利用定員を記載し、実際のサービス提供時間及び利用定員と整合を図ること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
21	通所介護	3 運営	秘密保持等	県基準条例第77号第103条（第33条第2項準用）	サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。	中濃県事務所
22	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算I（イ）	平成12年厚生省告示第19号別表6注11 平成12年老企第36号第2の7（11）	個別機能訓練加算I（イ）について、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問するべきところ、初回のみ訪問している状況が確認されたので、算定の場合には加算の要件を確認し適切な算定を行うこと。	中濃県事務所
23	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算I（イ）	平成12年厚生省告示第19号別表6注11 平成12年老企第36号第2の7（11）	個別機能訓練加算I（イ）について、計画の訓練内容と実際の訓練内容の整合が図られていない状況が見受けられたので、個別機能訓練計画に基づき訓練を実施する体制を整えること。	中濃県事務所
24	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算I（ロ）	平成12年厚生省告示第19号別表6注11 平成12年老企第36号第2の7（11）	個別機能訓練加算（I）ロについて、個別機能訓練に関する記録に訓練実施時間及び訓練実施者が記載されていないため、記載すること。	中濃県事務所
25	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算I（ロ）	平成12年厚生省告示第19号別表6注11 平成12年老企第36号第2の7（11）	個別機能訓練加算I（ロ）について、看護職員が機能訓練指導員と兼務しているサービス提供日において、看護職員として勤務する時間と機能訓練指導員として勤務する時間を明確に区別して勤務時間を管理していない状況が見受けられた。看護職員としての業務に従事していない時間帯において、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは可能であるが、機能訓練指導員が2名以上配置されている時間帯に機能訓練を受けた利用者が個別機能訓練加算I（ロ）を算定することができるため、機能訓練指導員として勤務した時間を明確にしておくこと。 要件に合致していない状態で算定した個別機能訓練加算I（ロ）については、別添自主点検結果報告により自主点検を行い、当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、事業所において保存しておくこと。	中濃県事務所
26	通所介護	4 報酬	事業所規模	平成12年厚生省告示第19号別表6注1 平成12年老企第36号第2の7（4）	令和〇年度の延利用者数が750人超であり、令和〇年度の報酬請求において、大規模型事業所（I）を適用すべきであったが、通常規模型事業所を適用している状況が見受けられた。 自主点検を行い、参考様式により当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、事業所において保存しておくこと。	中濃県事務所
27	通所介護	4 報酬	中重度者ケア体制加算 個別機能訓練加算	県基準条例第77号第98条第1項 平成12年厚生省告示第19号別表6注9 平成12年老企第36号第2の7（9） 平成12年厚生省告示第19号別表6注11 平成12年老企第36号第2の7（11）	看護職員と機能訓練指導員を兼務している職員について、勤務表の記載に誤りがあり、当日の業務日誌に職員の氏名の記載が漏れている事例が見受けられた。中重度者ケア体制加算及び個別機能訓練加算を算定する場合、職員配置を明確にしておくことが求められるため、職種及び勤務時間を勤務表において明確にするとともに、勤務実績を整理すること。	中濃県事務所
28	(介護予防) 通所リハビリテーション	3 運営	秘密保持等	県基準条例第77号第134条（第33条第2項準用） 県基準条例第78号第118条（第54条の5第2項準用）	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。	中濃県事務所

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防)短期入所生活介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第136条第1項第1号 県基準条例第78号第124条第1項第1号	嘱託医について、勤務していることを確認できる書類が整備されていなかったため、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。	中濃県事務所
2	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第139条第1項 県基準条例第78号第127条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の8(3)ア	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。	中濃県事務所
3	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	短期入所生活介護計画の作成	県基準条例第77号第143条第2項第2号 県基準条例第78号第138条第2項第2号	短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得ていなかったため、文書により利用者の同意を得ること。	中濃県事務所
4	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第155条（第98条第1項準用） 県基準条例第78号第136条（第115条の2第1項準用）	勤務表に医師の配置が記載されていないため、毎月の勤務表に医師の勤務予定を記載すること。	中濃県事務所
5	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第159条第3項第7号 県基準条例第78号第148条第3項第7号 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号） 「その他の日常生活費に係るQ&A」（平成12年3月31日）問1の答	歯ブラシ、歯磨き粉及び入れ歯洗浄剤を入所者が持ち込む物品としているが、施設側が一律に用意した物品ではなく、入所者が自宅から持ち込むことを希望した場合は、持ち込みの対応でもよいが、日常的に使用する物品については原則として施設側が負担すること。	中濃県事務所
6	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第164条第1項第2号 県基準条例第78号第149条第1項第2号	運営規程に「ユニットの数及びユニットごとの定員」を記載すること。	中濃県事務所
7	(介護予防)短期入所療養介護	3 運営	秘密保持等	県基準条例第77号第189条（第33条第2項準用） 県基準条例第78号第173条（第54条の5第2項準用）	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。	中濃県事務所
8	(介護予防)特定施設入居者生活介護	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第205条第1項 県基準条例第78号第201条第3項	おむつ代を徴収する場合は、重要事項説明書に記載すること。	中濃県事務所
9	(介護予防)特定施設入居者生活介護	3 運営	サービスの提供の記録	県基準条例第77号第208条第1項 県基準条例第78号第200条第1項	入居者の被保険者証にサービス提供開始年月日及び特定施設の名称が記載されていなかったため、記載すること。	中濃県事務所
10	(介護予防)特定施設入居者生活介護	3 運営	施設サービス計画の作成	県基準条例第77号第211条第2項第3号 県基準条例第78号第210条第2項第1号	施設サービス計画について入所者の家族の同意は得られていたが、利用者の同意が得られていなかったため、文書により利用者の同意を得ること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
11	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第221条(第100条第1項準用) 県基準条例第78号第208条(第115条の4第1項準用)	非常災害に関する具体的計画が作成されていなかったため、作成するとともに、計画に基づいた避難、救出その他必要な訓練を実施すること。	中濃県事務所
12	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第216条 県基準条例第78号第203条	運営規程に「従業員の職務の内容」及び「その他運営に関する重要事項」が規定されていないため、規定すること。	中濃県事務所
13	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3 運営	秘密保持等	県基準条例第77号第221条(第33条第1項準用) 県基準条例第78号第208条(第54条の5第1項準用)	従業員に対して正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員から誓約書を徴取しているが、一部の従業員について徴取されていなかったため、漏れないよう必要な措置を講じること。	中濃県事務所
14	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第221条(第100条第1項準用) 居宅サービス等基準要綱第3の10(3)ツ(第3の6(3)キ(ア)準用) 平成28年9月9日老高発0909第1号「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	令和3年5月20日付けで、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3」(高齢者等避難)が市において発令された段階であることを非常災害対策計画に明記し、職員に周知すること。	中濃県事務所
15	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第209条第3項 県基準条例第78号第201条第3項 県基準要綱第3の10(3)エ 平成12年3月30日老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」	とろみ剤の料金を利用者から徴収しているが、通常の食事に使用される分と利用者が個別の選択として使用する分が混在しているため、利用者から徴収する分は利用者の個別の選択により使用する分に限定すること。	中濃県事務所
16	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	4 報酬	個別機能訓練加算	平成12年厚生省告示第19号別表10注7 平成12年老企第40号第2の4(7)	個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画の同意を家族から得るために家族に送付しているが、家族から同意を得る時期が遅い状況が散見された。利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録することができる場合は、速やかに利用者へ説明し、説明したことを記録に残すこと。	中濃県事務所

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防)福祉用具貸与	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第233条 県基準条例第78号第228条	福祉用具専門相談員の勤務状況が明らかになる書類を整備していなかったため、勤務状況が明らかになる書類を整備すること。	中濃県事務所
2	(介護予防)福祉用具貸与	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第233条 県基準条例第78号第228条	福祉用具専門相談員が、常勤換算方法で2.0を下回る状況であったので、常勤換算方法で2.0以上配置すること。	中濃県事務所
3	(介護予防)福祉用具貸与	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第233条 県基準条例第77号第244条（第7条準用） 県基準条例第78号第228条 県基準条例第78号第237条（第49条の2準用）	管理者及び福祉用具専門相談員の勤務状況が明らかになる書類を整備していなかったため、勤務状況が明らかになる書類を整備すること。なお、管理者の勤務時間と福祉用具専門相談員の勤務時間を区分した上で、福祉用具専門相談員を常勤換算方法で2.0以上配置すること。	中濃県事務所
4	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成	県基準条例第77号第237条第1項 県基準条例第78号第239条	(介護予防)福祉用具貸与計画について、特定(介護予防)福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成すること。	中濃県事務所
5	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成	県基準条例第77号第237条第2項第2号	福祉用具貸与計画について利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を文書により得ること。	中濃県事務所
6	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	衛生管理等	県基準条例第77号第241条第4項 県基準条例第78号第234条第4項	福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせている場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。	中濃県事務所
7	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第243条第2項 県基準条例第78号第236条第2項	契約書において、(介護予防)福祉用具貸与の提供に関する記録の保存期間が2年間になっているが、5年間保存する必要があるため、改めること。	中濃県事務所
8	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第244条（第9条第1項準用） 県基準条例第78号第237条（第50条の2第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の11(3)コ（第3の1(3)イ準用）	重要事項説明書に「事故発生時の対応」及び「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること。	中濃県事務所
9	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第244条（第9条第1項準用） 県基準条例第78号第237条（第50条の2第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の11(3)コ（第3の1(3)イ準用）	重要事項説明書に「利用料」及び「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること。	中濃県事務所
10	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	秘密保持等	県基準条例第77号第244条（第33条第1項準用） 県基準条例第78号第237条（第54条の5第1項準用）	従業者に対して正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者から誓約書を徴収するなど必要な措置を講ずること。	中濃県事務所
11	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	秘密保持等	県基準条例第77号第244条（第33条第2項準用） 県基準条例第78号第237条（第54条の5第2項準用）	サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
12	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第244条(第98条第1項準用) 県基準条例第78号第237条(第115条の2第1項準用) 居宅サービス等基準要綱第3の11(3)コ(第3の6(3)オ(ア)準用)	勤務表が作成されていなかったため、毎月作成することにより勤務の体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めること。	中濃県事務所
13	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第244条(第98条第4項準用) 県基準条例第78号第237条(第115条の2第4項準用)	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じること。	中濃県事務所
14	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	管理者を変更した場合は、変更後10日以内に変更届を県事務所に提出すること。	中濃県事務所
15	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	運営規程を令和〇年〇月〇日に改正しているが、県事務所に変更届を提出していないため、速やかに提出すること。また、職員配置について、実態と整合が図られていないため、整合を図ること。	中濃県事務所
16	特定(介護予防) 福祉用具販売	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第248条 県基準条例第78号第243条	福祉用具専門相談員が、常勤換算方法で2.0を下回る状況であったので、常勤換算方法で2.0以上配置すること。	中濃県事務所
17	特定(介護予防) 福祉用具販売	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第248条 県基準条例第78号第243条	福祉用具専門相談員の勤務状況が明らかになる書類を整備していなかったため、勤務状況が明らかになる書類を整備すること。	中濃県事務所
18	特定(介護予防) 福祉用具販売	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第248条 県基準条例第77号第256条(第7条準用) 県基準条例第78号第243条 県基準条例第78号第249条(第49条の2準用)	管理者及び福祉用具専門相談員の勤務状況が明らかになる書類を整備していなかったため、勤務状況が明らかになる書類を整備すること。なお、管理者の勤務時間と福祉用具専門相談員の勤務時間を区分した上で、福祉用具専門相談員を常勤換算方法で2.0以上配置すること。	中濃県事務所
19	特定(介護予防) 福祉用具販売	3 運営	サービス提供の記録	県基準条例第77号第250条 県基準条例第78号第245条	指定特定(介護予防) 福祉用具販売を提供した場合の記録が作成されていなかったため、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。	中濃県事務所
20	特定(介護予防) 福祉用具販売	3 運営	特定福祉用具販売計画の作成	県基準条例第77号第254条第1項第1号 県基準条例第78号第251条第2項第1号	居宅サービス計画を入手していない事例があったため、居宅サービス計画を入手し、当該居宅サービス計画の内容に沿って特定(介護予防) 福祉用具販売計画を作成すること。	中濃県事務所
21	特定(介護予防) 福祉用具販売	3 運営	特定福祉用具販売計画の作成	県基準条例第77号第250条 県基準条例第78号第245条	指定特定(介護予防) 福祉用具販売を提供した場合の記録が作成されていなかったため、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。	中濃県事務所
22	特定(介護予防) 福祉用具販売	3 運営	特定福祉用具販売計画の作成	県基準条例第77号第254条 県基準条例第78号第251条	特定(介護予防) 福祉用具販売計画を作成していなかったため、指定特定(介護予防) 福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定(介護予防) 福祉用具販売計画を作成すること。また、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、利用者に当該計画を交付すること。	中濃県事務所
23	特定(介護予防) 福祉用具販売	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第256条(第9条第1項準用) 県基準条例第78号第249条(第50条の2第1項準用) 社会福祉法第77条	重要事項説明書及び契約書を作成していないため、重要事項説明書及び契約書を作成し、利用者の同意を得て、交付すること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
24	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第256条（第9条第1項準用） 県基準条例第78号第249条（第50条の2第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の12(3)キ（第3の1(3)イ準用）	重要事項説明書に「利用料」及び「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること。	中濃県事務所
25	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第77号第256条（第9条第1項準用） 県基準条例第78号第249条（第50条の2第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の12(3)コ（第3の1(3)イ準用）	重要事項説明書に、「事故発生時の対応」及び「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること。	中濃県事務所
26	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	秘密保持等	県基準条例第77号第256条（第33条第1項準用） 県基準条例第78号第249条（第54条の5第1項準用）	従業者に対して正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者から誓約書を徴収するなど必要な措置を講じること。	中濃県事務所
27	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	秘密保持等	県基準条例第77号第256条（第33条第2項準用） 県基準条例第78号第249条（第54条の5第2項準用）	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得おくこと。	中濃県事務所
28	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第256条（第98条第1項準用） 県基準条例第78号第249条（第115条の2第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の12(3)キ（第3の6(3)オ（ア）準用）	勤務表が作成されていないため、毎月作成することにより勤務の体制（日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を定めること。	中濃県事務所
29	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第256条（第98条第4項準用） 県基準条例第78号第249条（第115条の2第4項準用）	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じること。	中濃県事務所
30	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	管理者を変更した場合は、変更後10日以内に変更届を県事務所に提出すること。	中濃県事務所
31	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	運営規程を令和〇年〇月〇日に改正しているが、県事務所に変更届を提出していないため、速やかに提出すること。また、職員配置について、実態と整合が図られていないため、整合を図ること。	中濃県事務所

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	1 人員	勤務体制の確保等	県基準条例第79号第5条第1項第1号	嘱託医について、勤務表に位置付けられていなかった上、勤務していることを確認できる書類が整備されていなかったため、勤務表に位置付けた上で、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。	中濃県事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	県基準条例第79号第7条第1項 介護老人福祉施設基準要綱第2の3(2)	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。	中濃県事務所
3	介護老人福祉施設	3 運営	施設サービス計画の作成	県基準条例第79号第17条第2項第5号 介護老人福祉施設基準要綱第2の3(11)カ	施設サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、担当者から専門的な見地からの意見を求めている状況が見受けられたので、担当者から専門的な見地からの意見を求めた上で、施設サービス計画を策定すること。	中濃県事務所
4	介護老人福祉施設	3 運営	施設サービス計画の作成	県基準条例第79号第17条第2項第6号	施設サービス計画の原案の内容について、家族の同意を得ているが、利用者の同意を得ていない事例が見受けられたため、文書により利用者の同意を得ること。また、同意を得た日についても記載すること。	中濃県事務所
5	介護老人福祉施設	3 運営	施設サービス計画の作成	県基準条例第79号第16条第1項及び第17条第2項第6号	施設サービス計画が作成されていない状態でサービスを提供している事例や、目標の達成時期が終了した後に入所者の同意を得ている事例が見受けられたので、施設サービス計画を作成し、入所者の同意を得た上で、計画に基づきサービスを提供すること。	中濃県事務所
6	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	県基準条例第79号第29条	運営規程に「施設の運営に関する重要事項」が規定されていないため、規定すること。	中濃県事務所
7	介護老人福祉施設	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第79号第30条第1項	勤務表に医師の配置が記載されていないため、毎月の勤務表に医師の勤務予定を記載すること。	中濃県事務所
8	介護老人福祉施設	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第79号第47条第3項第6号 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号） 「その他の日常生活費に係るQ&A」（平成12年3月31日）問1の答	歯ブラシ、歯磨き粉及び入れ歯洗浄剤を入所者が持ち込む物品としているが、施設側が一律に用意した物品ではなく、入所者が自宅から持ち込むことを希望した場合は、持ち込みの対応でもよいが、日常的に使用する物品については原則として施設側が負担すること。	中濃県事務所
9	介護老人福祉施設	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第79号第47条第3項第6号 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号） 「その他の日常生活費に係るQ&A」（平成12年3月31日）問1の答	入所者からマスク代、歯磨きティッシュ代を徴収しているが、利用者から徴収してよい費用に含まれていないため、徴収しないこと。なお、施設側が一律に用意した物品ではなく、利用者が個別に希望した物品については、利用者の希望により料金を徴収することができるため、提供体制を改めること。	中濃県事務所
10	介護老人福祉施設	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第79号第47条第3項第6号 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号） 「その他の日常生活費に係るQ&A」（平成12年3月31日）問1の答	歯ブラシ、歯磨き粉及び入れ歯洗浄剤を入所者が持ち込む物品としているが、施設側が一律に用意した物品ではなく、入所者が自宅から持ち込むことを希望した場合は、持ち込みの対応でもよいが、日常的に使用する物品については原則として施設側が負担すること。	中濃県事務所
11	介護老人福祉施設	4 報酬	日常生活継続支援加算	平成12年厚生省告示第21号別表1注7 平成12年老企第40号第2の5(8)	日常生活継続支援加算（I）について、日常生活自立度を嘱託医が判定していたが、書類が整備されていない状況が見受けられたので、加算の算定根拠となる書類を整備すること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
12	介護老人福祉施設	4 報酬	日常生活継続支援加算 看護体制加算	平成12年厚生省告示第21号別表1注7、同注8、同注9 平成12年老企第40号第2の5(8)、同(9)、同(10)	日常生活継続支援加算(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅱ)イ、夜勤職員配置加算(Ⅰ)イについて、人員配置が加算要件を満たしているか確認する際に、歴月ではなく、給料の締め日で常勤換算方法により確認していたが、歴月で判断するため、速やかに改めること。 また、勤務実績表と出勤簿を突合したところ、一致しない日が散見されたため、加算要件を明らかにする書類を整備した上で、報酬を請求すること。	中濃県事務所
13	介護老人福祉施設	4 報酬	個別機能訓練加算	平成12年厚生省告示第21号別表1注12 平成12年老企第40号第2の5(14)	個別機能訓練加算について、多職種による会議を実施する前に個別機能訓練計画を作成している状況が見受けられたので、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成する体制を整えること。	中濃県事務所
14	介護老人福祉施設	4 報酬	精神科医師配置加算	平成12年厚生省告示第21号別表1注16 平成12年老企第40号第2の5(16)	精神科医師配置加算について、令和〇年〇月〇日に精神科医師が施設を訪問できず、電話による診察を実施していたが、医師が診療した状況について記録が整備されていない状況が見受けられたので、書類を整備すること。	中濃県事務所
15	介護老人保健施設	1 人員	人員基準	平成11年厚生省令第40号第2条第1号 平成12年老企第44号第2の1(1)	管理者について、勤務実態が明らかになる書類を整備していなかったため、整備すること。	中濃県事務所
16	介護老人保健施設	1 人員	人員基準	県基準条例第80号第4条第1項第1号 介護老人保健施設基準要綱第2の1(1)	薬剤師が配置されていないため、勤務表に位置付けた上で、勤務実態が明らかになる書類を整備すること。	中濃県事務所
17	介護老人保健施設	3 運営	施設サービスの取扱方針	県基準条例第80号第16条第5項 介護老人保健施設基準要綱第2の3(11)ア	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について、医師が診療録に記録をすること。	中濃県事務所
18	介護老人保健施設	3 運営	運営規程	県基準条例第80号第29条第8号 介護老人保健施設基準要綱第2の3(24)オ	運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」が規定されていないため、規定すること。	中濃県事務所
19	介護老人保健施設	4 報酬	入所前後訪問指導加算Ⅰ	平成12年告示第21号別表2ホ注 平成12年老企第40号第2の6(20)	入所前後訪問指導加算Ⅰについて、施設サービス計画を策定しているが、その内容が退所を目的とした計画になっていない状況が見受けられたので、退所を目的とした施設サービス計画を策定すること。	中濃県事務所
20	介護老人保健施設	4 報酬	入所前後訪問指導加算Ⅱ	平成12年告示第21号別表2ホ注 平成12年老企第40号第2の6(20)	入所前後訪問指導加算Ⅱについて、入所予定者およびその家族等の意向を踏まえた施設及び在宅の双方にわたる切れ目のない支援計画が作成されていない状況が見受けられたので、当該支援計画を作成すること。当該支援計画には、反復的な入所や併設サービスの利用、インフォーマルサービスの活用等を広く含み得るものであること。 また、当該支援計画を作成するにあたり、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等が出席する会議を開催し、会議をしたことが分かるように記録を残すこと。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
21	介護老人保健施設	4 報酬	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	平成12年告示第21号別表2注8 平成12年老企第40号第2の6(12)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合に算定できるものであるところ、入所者がリハビリテーションを拒否した場合においても加算を算定している状況が確認されたため、算定の場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。 要件に合致していない状態で算定した当該加算については、別添自主点検表により自主点検を行い、県へ報告すること。 その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者への返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。	中濃県事務所
22	介護老人保健施設	4 報酬	安全対策体制加算	平成12年告示第21号別表2注 平成12年老企第40号第2の5(44)	安全対策体制加算について、安全対策に係る外部研修の受講履歴を確認できる書類が整備されていなかったため、県事務所に提出すること。当該研修を受講した職員が配置されていない期間については、当該加算の算定要件を満たさないため、算定の場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。 要件に合致していない状態で算定した当該加算については、別添自主点検表により自主点検を行い、県へ報告すること。 その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者への返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。	中濃県事務所
23	介護老人保健施設	4 報酬	口腔衛生管理加算	平成12年厚生省告示第21号別表2注 平成12年老企第40号第2の6(26)(5)(27)準用)	口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が口腔ケアを実施した場合に算定できるものであるところ、介護職員が口腔ケアを実施した記録が残されていない場合にも算定していたため、算定する場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。 要件に合致していない状態で算定した口腔衛生管理加算については、別添自主点検結果報告により自主点検を行い、当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。	中濃県事務所